

退職予定の組合員の皆さんへ

退職後の医療保険制度について

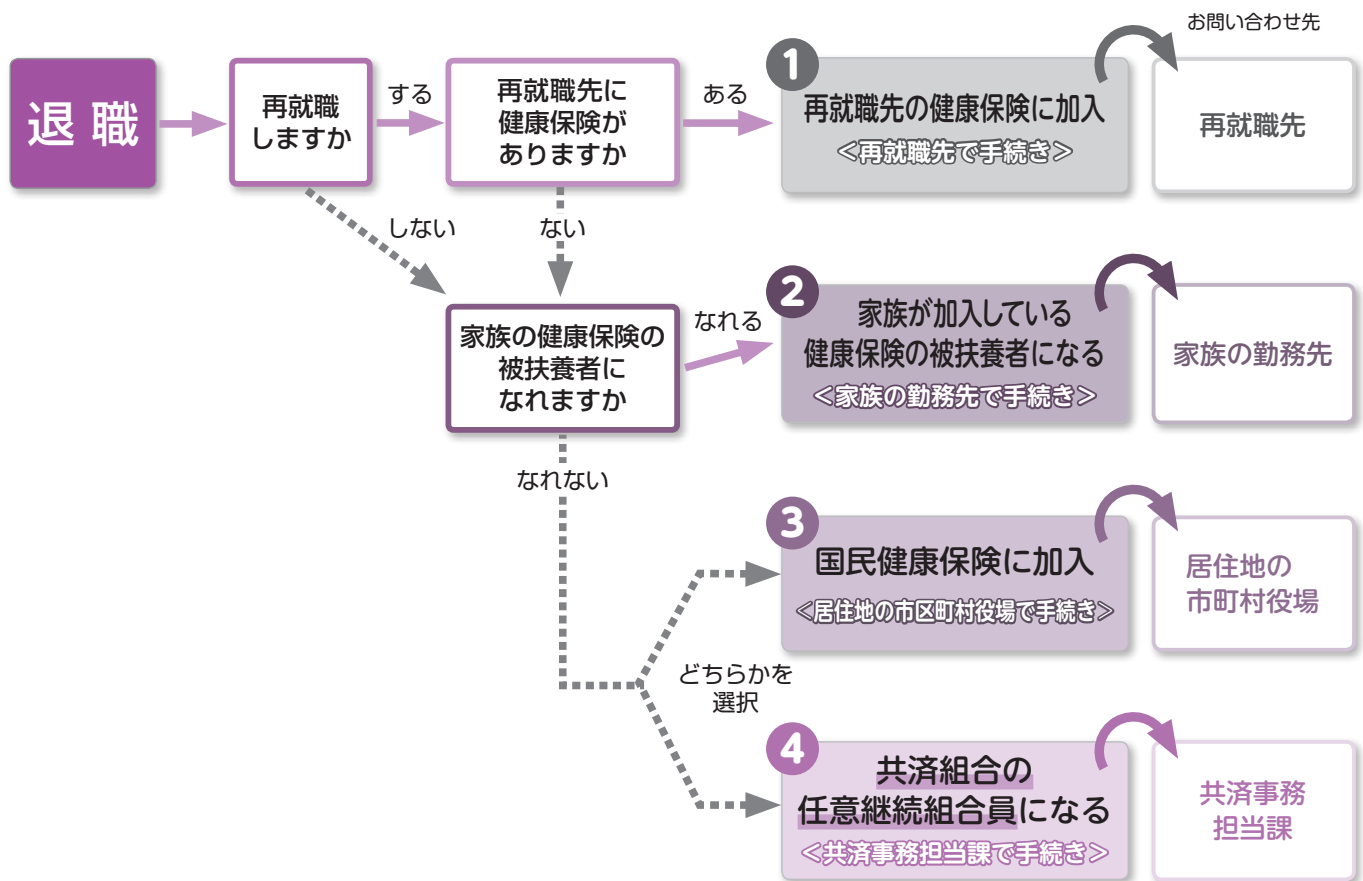
■ 退職したときは、翌日から組合員としての資格がなくなります。

次のチャートによる①～④のいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません。

(ただし75歳以上の方は、後期高齢者医療保険制度への加入となります。)

■ ①・②・③の場合における、医療保険制度の概要は、加入制度により異なることから、それぞれのお問い合わせ先へご確認ください。

■ ④の共済組合の任意継続組合員制度については、下記【任意継続組合員制度の概要】を参照してください。また、加入の手続き等の詳細については、共済事務担当課へお問い合わせください。



任意継続組合員制度の概要…その1

● 任意継続組合員とは

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が退職したときに、掛金（所属所の負担金分も含めた額）を負担することによって最長2年間、在職中と同様の短期給付（任意継続組合員の期間内に発生した傷病手当金・出産手当金・休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金を除く）が受けられ、福祉事業である貯金事業と貸付事業のうち高額医療貸付と出産貸付を利用することができます。

～ 加入の手続きはお忘れなく ～

任意継続組合員制度の概要…その2

● 加入手続き

「任意継続組合員資格取得申出書」を共済事務担当課を通じて、退職日から20日以内に共済組合へ提出してください。

● 任意継続掛金

任意継続掛金は、次の①又は②のどちらか低い金額です。また、40歳以上65歳未満の方は、介護分も必要です。

① 退職時の標準報酬月額 × 掛金率^(※1)

② 全組合員の平均標準報酬月額^(※2) × 掛金率

※1 (参考)平成29年度の掛金率

短期:100.8/1000 介護:12.64/1000

(現在、平成30年度の掛金率は、まだ確定していません。)

※2 平成29年9月30日における全組合員の平均標準報酬月額:
380,000円

● 納付方法

「年1回払い」又は「年2回払い」を基本とします。
この場合、前納割引があります。

任意継続組合員制度の概要…その3

● 任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証

任意継続掛金を納付していただいた期間に応じて、有効期限を付して交付します。

(例えば、年1回払いで、当該年度分を前納していただくと、翌年3月末日までの有効期限を付けた証をお渡しします。)

● 任意継続組合員の資格喪失(脱退)の手続き

任意継続組合員の資格満了(2年間)までに、資格喪失を希望する場合は、「任意継続組合員資格喪失申出書 兼 任意継続掛金還付請求書」により、本組合に資格喪失の手続きを行ってください。

資格喪失日は、次のとおりとなります。

- 希望喪失の場合は、申出のあった月の翌月1日。
- 他の医療機関の被保険者となった場合は、被保険者となった日。
- 期日までに掛金を納付しなかった場合は、掛金納付済み月の翌月1日。

いずれの場合も、資格喪失の手続きが必要です。

また、途中で資格喪失する場合は、未経過期間分の任意継続掛金はお返しします。

退職にあたっての注意事項



退職したときは、速やかに、共済事務担当課を通じて、『組合員異動報告書』により、共済組合へ退職の報告を行ってください。

現在ご使用の『組合員証等』は、退職後、速やかに、共済組合へ返却してください。

退職後は、絶対に、『組合員証等』を使用しないでください。
もし、使用された場合、組合員資格喪失後の受診に係る医療費は返還対象となりますのでご注意ください。